破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７５６号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区３棟202号
破産者　藤野　哲郎
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９２号
（破産手続開始決定時の住所）大阪府堺市西区津久野町２丁28番10号、（破産手続開始決定時の住民票上の住所）大阪府堺市西区神野町３丁２番７号
破産者　金澤　英範
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７６号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目１番24号セジュールソアラ101号
破産者　和田美佐子
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
福岡県宮若市金丸440番地２　ピークマンションⅡ502号（開始決定時の住所　福岡県飯塚市相田181番地179）
破産者　佐々木常男
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第６３号
福岡県宮若市金丸440番地２　ピークマンションⅡ502号（開始決定時の住所　福岡県飯塚市相田181番地179）
破産者　佐々木弘江
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１０号
（前住所）佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲3073番地29
破産者　山口　京子
1　決定年月日　平成29年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７６号
札幌市手稲区曙12条１丁目３番15―301号
破産者　砺波　直樹
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４４５号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―20―308
破産者　阿部　利一
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
岐阜県飛騨市古川町栄１丁目１番18号
破産者　下堂前まさる
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第５３７号
静岡県島田市横岡新田230―６、住民票上の住所静岡県島田市横岡1073番地６
破産者　高木　勝哉
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７８号
愛知県瀬戸市八幡台２丁目６番716号、従前の住所愛知県豊田市西中山町清水口31番地１エントピア菜華203号
破産者　徳久　　隆
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７号
島根県出雲市大津町292番地19
破産者　小椋　昌之
1　決定年月日　平成29年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３４５号
新潟市江南区横越中央４丁目１番26号
破産者　物井　輝光
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１０５号
京都市山科区北花山中道町83番地　東花マンション22号室、前住所京都市山科区御陵岡ノ西町38番地36
破産者　上田喜代治
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2032番地９ハイムレトア１―202、開始決定時の住所岡山県倉敷市連島町連島2831番地138
破産者　南里　貴彦
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
住民票上の住所福岡県直方市大字植木978番地１
破産者　松尾　和久
1　決定年月日　平成29年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部